

コロナ禍での在留資格の最新情報

2021年2月4日（木）

（16：00～16：40）

行政書士 宮本健吾

1、（日本への）入国時の変化

原則、外国人の入国は「再入国での出入国」以外不可能になった。

但し、例外あり。

2020年より始まった新しい入国方法中、①特段の事情による入国、②レジデンストラック、③ビジネストラックとの違いを説明し、現状を説明します。

→詳細は別紙のとおり→

2、採用対象外国人を取り巻く緩和の動き

新規入国ができないことにより、留学生の減少、技能実習生の減少。

そして、外国人の方の本国（母国）への帰国困難。

上記の事情により、外国人の就労に関して、柔軟な運用が開始された。

具体的には、

①就労系の在留資格（例：技術・人文知識・国際業務）を持っている方。

→副業しやすくなった。

②技能実習生と特定技能と特定活動

→特定技能14分野においては就労可能な在留資格に移行しやすい。

③留学生（卒業者など含む）

→卒業後もアルバイト可能に。また特定技能への移行もしやすい。

上記に分けて説明していきます。

→詳細は別紙のとおり→

3、手続き方法の変化（主に電子化部分）

出入国在留管理局内での感染者の存在なども要因の一つとなって手続きを電子的に処理できる範囲が急速に広がった。

その他外国人の署名や押印作業など不要に。

→詳細は別紙のとおり→

4、外国人の職務内容変更、解雇に関する注意点

業績悪化により外国人を

①他部署に移す場合

②解雇する場合などは特定技能との関係で注意。

以下余白

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る上陸拒否措置等及び 国際的な人の往来の再開の状況（概要）（令和3年1月13日現在）



1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る上陸拒否措置等（全世界対象）

(1) 上陸拒否の対象地域からの入国

上陸申請日前14日以内に152の国・地域に滞在歴のある外国人については、「特段の事情」がない限り、上陸を拒否（詳細については「[新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について](#)」を参照）

○「特段の事情」があるとして入国・再入国を許可する具体的な例は、次のとおり

①必要な防疫措置を確約できる受入企業・団体が本邦にあるもの

（在外公館において査証の発給を受ける際、防疫措置に関し、受入企業・団体による誓約書を提出。「短期滞在」は商用に限る。

なお、この仕組みにより本邦へ渡航する者のうち、以下のものは「特段の事情」がないものとして上陸を拒否

・上陸の申請日前14日以内に英国又は南アフリカに滞在歴があるもの（当分の間）

・上陸の申請日前14日以内に上陸拒否の対象地域（英国及び南アフリカを除く）に滞在歴があるもの（緊急事態解除宣言が発せられるまでの間）

②再入国許可（みなし含む。）による再入国 ③日本人・永住者の配偶者又は子の新規入国

④その他人道上の配慮の必要性がある場合 など

※ 防疫措置として、出国前72時間以内の新型コロナウイルス検査証明の取得、入国時の検疫での抗原定量検査、14日間の自宅待機・公共交通機関不使用要請等あり。詳細は「[外国人の入国・再入国に係る出国前検査証明について](#)」を参照

(2) 上陸拒否の対象地域以外からの入国

上陸拒否の対象地域以外からの入国については、在外公館において査証の発給を受ける際、防疫措置に関し、受入企業・団体による誓約書を提出（日本人・永住者の配偶者又は子等、人道上の配慮の必要性がある場合は誓約書不要）。

「短期滞在」は商用目的に限る。

なお、緊急事態宣言発出に伴い、必要な防疫措置を確約できる受入企業・団体が本邦にあるものとして発給を受けた査証の効力を停止し、入国不可（令和3年1月21日から緊急事態解除宣言が発せられるまでの間）。

※ 防疫措置として、14日間の自宅待機・公共交通機関不使用要請等あり。

なお、緊急事態宣言発出に伴い、上陸拒否の対象地域以外から入国する場合であっても、出国前72時間以内の新型コロナウイルス検査証明の取得、入国時の検疫での抗原定量検査等、検疫措置を強化（令和3年1月13日から緊急事態解除宣言が発せられるまでの間）。詳細は[こちら](#)。

2 国際的な人の往来の再開（二国間） ※この仕組みにより発給された査証については、令和3年1月21日から緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、効力を停止し入国不可

感染状況が落ち着いている国・地域を対象として、ビジネス上必要な人材等の出入国を、追加的な防疫措置を条件として、準備が整い次第、試行的に順次実施

（協議・調整の対象国・地域）

・ベトナム、タイ、オーストラリア、ニュージーランド（令和2年6月18日公表）

・カンボジア、シンガポール、韓国、中国、香港、マカオ、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、台湾（令和2年7月22日公表）

⇒ベトナム、タイ、カンボジア、シンガポール、マレーシア、ミャンマー、ラオス、台湾、韓国、ブルネイ、中国について、主に長期滞在者を対象とした「レジデンストラック」（14日間の自宅等での待機が前提）を実施中（詳細は[こちら](#)）

⇒シンガポール、韓国、ベトナム、中国について、主に短期出張者を対象とした「ビジネストラック」を実施

（詳細は[こちら](#)：[シンガポール](#)／[韓国](#)／[ベトナム](#)／[中国](#)）

「ビジネストラック」の場合、14日間の自宅待機要請期間中、限定的な範囲内で行動制限を緩和。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について

令和3年1月13日現在

1 上陸拒否について

感染が世界的に拡大している新型コロナウイルス感染症に関し、令和2年1月31日以降の累次にわたる閣議了解、新型コロナウイルス感染症対策本部による公表等を踏まえて、法務省では、当分の間、上陸の申請日前14日以内に添付の表1の国・地域における滞在歴がある外国人について、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第5条第1項第14号（注1）に該当する外国人として、**特段の事情**がない限り、上陸を拒否することとしています。

なお、これまで上陸拒否の対象としていた外国人のうち、添付の表2の外国人については、上陸拒否の対象の指定を解除しています。

また、特別永住者の方については、入管法第5条第1項の審査の対象となりませんので、上記の措置により上陸が拒否されることはありません。

2 特段の事情について

次の（1）から（4）のいずれかに該当する場合には、**特段の事情**があるものとして上陸を許可します。

なお、防疫上の観点から、法務省ホームページ「[外国人の入国・再入国に係る出国前検査証明について](#)」のとおり、入国・再入国に当たっては、原則として、出国前72時間以内の新型コロナウイルスに関する検査証明の取得が必要となりますので、御注意ください。

（1）再入国許可（みなし再入国許可を含む。以下同じ。）をもって再入国する外国人

（2）新規入国する外国人であって、以下のいずれかに該当する者（注2）

ア 8月31日までに再入国許可をもって現在上陸拒否の対象地域に指定されている国・地域に出国した者であって、その国・地域が上陸拒否の対象地域に指定された後、再入国許可の有効期間が満了し、その期間内に再入国することができなかったもの

イ 日本人・永住者の配偶者又は子

ウ 定住者の配偶者又は子で、日本に家族が滞在しており、家族が分離された状態にあるもの

エ 「教育」又は「教授」の在留資格を取得する者で、所属又は所属予定の教育機関に欠員が生じており、その補充がないと当該教育機関の教育活動の実施が困難となるなどの事情を解消するために入国の必要があるもの

オ 「医療」の在留資格を取得する者で、医療体制の充実・強化に資するもの

カ 10月1日以降に入国する者で、必要な防疫措置を確約できる受入企業・団体が本邦にあるもの（「外交」又は「公用」の在留資格を取得する者を除く。「短期滞在」の在留資格を取得する者については短期間の商用を目的として査証を受けた者に限る。手続の詳細については[外務省ホームページ](#)を参照。）

なお、この仕組みにより本邦へ渡航する者のうち、以下のものは、原則として、特段の事情がないものとして上陸拒否

○当分の間、上陸拒否するもの

・上陸の申請日前14日以内に英国又は南アフリカに滞在歴があるもの

○緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、上陸拒否するもの

・上陸の申請日前14日以内に上陸拒否の対象地域（英国及び南アフリカを除く）に滞在歴があるもの

また、この仕組みにより発給された査証は、上陸拒否対象地域以外から入国する場合についても、令和3年1月21日以降、使用できませんので御注意ください。

(3) 「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」(注3)に沿って上陸申請する外国人

なお、この仕組みにより本邦へ渡航する者のうち、以下のものは、特段の事情がないものとして上陸拒否

○令和3年1月14日から緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、上陸拒否するもの

・上陸の申請日前14日以内に英国又は南アフリカに滞在歴があるもの

○令和3年1月21日から緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、上陸拒否するもの

・上陸の申請日前14日以内に上陸拒否の対象地域(英国及び南アフリカを除く)に滞在歴があるもの

また、この仕組みにより発給された査証は、上陸拒否対象地域以外から入国する場合についても、令和3年1月21日以降、使用できませんので御注意ください。

(4) 上記(1)ないし(3)のほか、特に人道上配慮すべき事情があるときなど、個別の事情に応じて特段の事情が認められるもの

(注1) 出入国管理及び難民認定法(抄)

(上陸の拒否)

第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

一～十三 (略)

十四 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

2 (略)

(注2) 入国目的等に応じて、地方出入国在留管理局において、在留資格認定証明書の交付を受けるとともに、滞在先の国・地域の日本国大使館・総領事館において、査証の発給を受ける必要があります。

(注3) 「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」は、感染状況が落ち着いている上陸拒否の対象地域を対象として、ビジネス上必要な人材等の出入国を、出国前検査証明や接触確認アプリのインストール等の追加的な防疫措置を条件に試行的に実施するもの(詳細については[外務省ホームページ](#)を参照)。

なお、マレーシア及びミャンマーで発給された査証のうち、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「法律・会計業務」、「研究」、「教育」、「興行」、「技能」、「文化活動」、「留学」、「研修」、「家族滞在」、「特定活動(起業は除く)」はこの仕組みのものではありませんので、御注意ください。

連絡先：出入国在留管理庁出入国管理部審判課

電話：(代表) 03-3580-4111 (内線4446・4447)

		アジア	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ
4 ／ 3 までに 指定	64 か国・ 地域	インドネシア、 フィリピン、マ レーシア	カナダ、 米国	エクアドル、チ リ、ドミニカ国、 パナマ、ブラジ ル、ボリビア	アイスランド、アイルランド、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク	イスラエル、イラン、トルコ、パレ レーン	エジプト、コート ジボワール、コン ゴ民主共和国、 モーリシャス、モ ロッコ
4 ／ 29 から 指定	14 か国			アンティグア・ バーブーダ、セン トクリストファー ・ネイビス、ドミ ニカ共和国、バル バドス、ベルー	ウクライナ、ベラルーシ、ロシア	アラブ首長国連 邦、オマーン、カ タール、クウェー ト、サウジアラビ ア	ジブチ
5 ／ 16 から 指定	13 か国	モルディブ		ウルグアイ、コロ ンビア、バハマ、 ホンジュラス、メ キシコ	アゼルバイジャン、カザフスタン、		カーボベルデ、ガ ボン、ギニアビサ ウ、サントメ・プ リンシペ、赤道ギ ニア
5 ／ 27 から 指定	11 か国	インド、パキスタ ン、バングラデ シュ		アルゼンチン、エ ルサルバドル	キルギス、タジキスタン	アフガニスタン	ガーナ、ギニア、 南アフリカ
7 ／ 1 から 指定	18 か国			ガイアナ、キュー バ、グアテマラ、 グレナダ、コスタ リカ、ジャマイ カ、セントビンセ ント及びグレナ ディーン諸島、ニ カラグア、ハイチ	ジョージア	イラク、レバノン	アルジェリア、エ スワティニ、カメ ルーン、セネガ ル、中央アフリ カ、モーリタニア
7 ／ 24 から 指定	17 か国・ 地域	ネパール		スリナム、パラグ アイ、ベネズエラ	ウズベキスタン	パレスチナ	ケニア、コモロ、 コンゴ共和国、シ エラレオネ、スー ダン、ソマリア、 ナミビア、ボツワ ナ、マダガスカル、 リビア、リベ リア
8 ／ 30 から 指定	13 か国	ブータン		トリニダード・ト バゴ、ベリーズ			エチオピア、ガン ビア、ザンビア、 ジンバブエ、チュ ニジア、ナイジェ リア、マラウイ、 南スーダン、ルワ ンダ、レソト
11 ／ 1 から 指定	2 か国	ミャンマー				ヨルダン	

- 1. 中国湖北省又は浙江省において発行された同国旅券を所持する外国人（11／1解除）
- 2. 香港発船舶ウエステルダムに乗船していた外国人（11／1解除）
- 3. 上陸の申請日前14日以内に以下の国・地域における滞在歴がある外国人（11／1解除）

	アジア	大洋州
4／3までに指定	シンガポール, タイ, 韓国, 台湾, 中国（香港及びマカオを含む。）, フルネイ, ベトナム	オーストラリア, ニュージーランド

令和2年6月1日
出入国在留管理庁

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による雇用状況の悪化のため解雇、雇い止め、自宅待機等となった方について

① 就労を目的として在留する在留資格の方のうち、以下の方は、現に有する在留資格のまま在留が認められます。

(1) 雇用先から解雇又は雇止めの通知を受けた方で就職活動を希望する方

(2) 雇用先から待機を命じられた方で復職を希望する方

(3) 雇用先から勤務日数・勤務時間の短縮を命じられた方で、引き続き稼働を希望する方

(4) その他上記(1)ないし(3)に準ずる方

また、資格外活動の許可も可能です。

雇用先企業の都合により当該状況にあることを証する文書を提出してください。資格外活動期間は、許可の日から6か月又は現に有する在留期間の満了日のいずれか一方で、先に到来する日となります。

② 上記①の状態のまま在留期間を迎える方については、就職活動を目的とする「特定活動」への在留資格の変更が認められます。

雇用先企業の都合により当該状況にあることを証する文書を提出してください。

資格外活動の許可も可能です。資格外活動については、許可の日から6か月又は現に有する在留期間の満了日のいずれか一方で、先に到来する日となります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う雇用悪化の影響が継続している場合は在留期間の更新(6か月)が可能です。資格外活動の許可

も可能です。

（注意）在留期限が到来する時点で、残りの待機期間が1か月を超えない場合や、勤務時間短縮により稼働している方について、勤務時間が待機時間を上回っている方の場合は、現に有する在留資格のまま在留期間の更新が可能です。この場合、原則として在留期間は「1年」が決定されます。

③ 留意点

- （1）就職活動又は待機期間による「特定活動」で在留する方が、復職等することとなった場合は、速やかに在留資格の変更許可申請を行ってください。
- （2）待機期間中又は勤務短縮期間中の方が資格外活動許可申請を行う場合は、受入れ機関から資格外活動を行うことについての同意を得てください（同意を得ていることを申請時に申し出てください。）。
- （3）上記取扱いは技能実習生の方を除きます。

① 本国への帰国が困難な方

- ⇒ 「**特定活動（6か月・就労可）**」又は「**特定活動（6か月・就労不可）**」への在留資格変更が可能です
- ※ 「**特定活動（6か月・就労可）**」は、従前と同一の業務（注）で就労を希望する方に限ります
 - （注）従前と同一の業務での就労先が見つからない場合は、「従前と同一の業務に係る業務（技能実習で従事した職種・作業が属する「移行対象職種・作業一覧」の各表内の職種・作業（「7 その他」を除く。））」で就労することも可能です（8月12日追加）
 - ※ 「**特定活動（6か月・就労不可）**」又は「**短期滞在**」等就労が認められない在留資格で在留している方であって、本邦での生計維持が困難であると認められる場合は、**資格外活動許可（週28時間以内）**を受けて就労することが可能です（12月1日追加）
 - ※ **帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です**

② 技能検定等の受検ができないために次段階の技能実習へ移行できない方

- ⇒ 受検・移行ができるようになるまでの間、**「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能です**
- ※ 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する方に限ります

③ 実習先の経営悪化等により技能実習の継続（注）が困難となった方（新たな実習先が見つからない場合）

- ⇒ 特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、特定産業分野（介護、農業等の14分野）で就労が認められる**「特定活動（最大1年・就労可）」への在留資格変更が可能です**
- （注）予定された技能実習を修了した技能実習生であって、本国への帰国が困難な方も対象となります（9月7日追加）

【以下については**技能実習2号を修了される方**へのご案内です】

④ 「特定技能1号」への移行のための準備がまだ整っていない方

- ⇒ 移行準備の間、**「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能です**
- ※ 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響に鑑み、**必要書類を簡素化しています**
 - ※ 「**技能実習3号**」を修了される方も対象となります
 - ※ 既に移行のための準備が整っている方については、「**特定技能1号**」への在留資格変更が可能です
http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00197.html

⑤ 「技能実習3号」への移行を希望される方

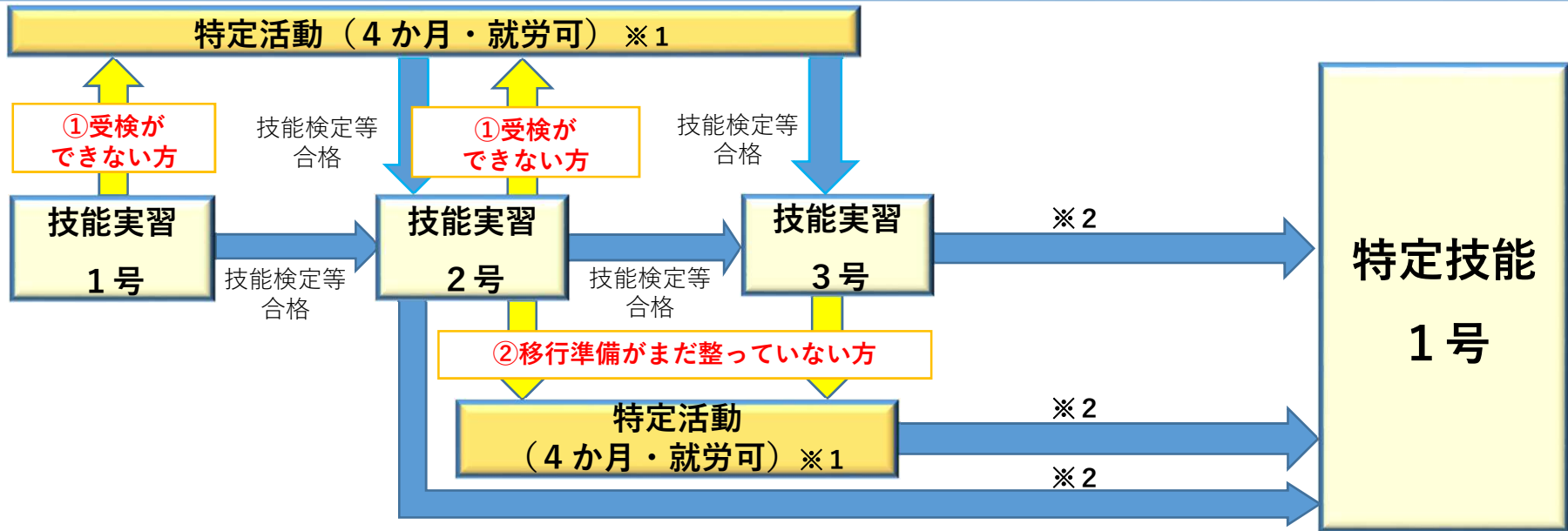
- ⇒ 優良な監理団体及び実習実施者の下であれば、**「技能実習3号」への在留資格変更が可能です**
http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00146.html

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱いについて（チャート図）



1. 引き続き本邦に在留する方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、①技能実習修了時の技能検定等の受検ができない方、②「特定技能1号」への移行準備がまだ整っていない方、③「技能実習3号」への移行を希望される方は、次の手順をとることができます。



2. 実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難となった方（※3）（新たな実習先が見つからない場合）

特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、特定産業分野（介護、農業等の14分野）で就労が認められる「特定活動（最大1年・就労可）」への在留資格変更が可能です。

3. 本国への帰国が困難な方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、本国への帰国が困難な方は、「特定活動（6か月・就労可）」（※4）又は「特定活動（6か月・就労不可）」（※5）等への在留資格変更が可能です（帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。）。

- ※1 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する場合に対象となります。
- ※2 技能実習2号を良好に修了した外国人は、特定技能1号への移行に必要な試験（技能、日本語）が免除されます。
- ※3 予定された技能実習を修了した技能実習生であって、本国への帰国が困難な方も対象となります。
- ※4 従前と同一又はこれに関係する業務で就労を希望する場合に対象となります（従前と異なる受入れ機関においても就労が認められます。）。
- ※5 本邦での生計維持が困難であると認められる場合は、資格外活動許可（週28時間以内）を受けて就労することが可能です。

1 教育機関において引き続き教育を受ける場合

在留資格「留学」に係る在留期間更新許可を受け、引き続き教育を受ける活動を行うことが可能。

⇒ 現在在籍している教育機関から転籍等して教育を受ける場合やこれまで在籍していた教育機関でない教育機関で教育を受ける場合も更新可能。

⇒ 専ら日本語教育を受ける場合は通常2年間の在留が認められるが、これを超えて更新可能。

（帰国可能になった場合であっても、令和3年1月期生までは、当初の課程終期から最長1年間に限り、現在在籍している教育機関において進学時期又は就職時期まで更新を認める。）

⇒ 資格外活動許可を受けた場合は、原則として1週につき28時間以内のアルバイトが認められる。

2 教育を受ける活動を行わない場合

（1）「留学」の在留資格を有していた方が、帰国便の確保や本国国内の住居地への帰宅が困難であると認められる場合は、在留資格「特定活動（6か月）」への在留資格変更許可が可能。

⇒ 就労を希望する場合は、資格外活動許可を受けなくとも、1週につき28時間以内のアルバイトが認められる。

※10月19日より、卒業の時期や有無を問わない取扱いに変わりました。

（2）2020年に教育機関を卒業した留学生で「留学」の在留資格を有し、資格外活動の許可を受けている方が、帰国便の確保や本国国内の住居地への帰宅が困難であると認められる場合

⇒ 卒業後であっても1週につき28時間以内のアルバイトが認められる。

(事業者の方へ)

特定技能 ガイドブック

～特定技能外国人の雇用を考えている事業者の方へ～



出入国在留管理庁

Immigration Services Agency of Japan

第 2 特定技能外国人の雇用に当たって

1 特定技能外国人に必要な条件について

「特定技能 1 号」「特定技能 2 号」いずれも各特定産業分野の試験に合格する必要があります（「特定技能 1 号」は日本語試験にも合格する必要があります）。

ただし、技能実習 2 号を良好に修了した技能実習生は、技能実習 2 号移行対象職種と特定技能 1 号における分野（業務区分）との関係について関連性が認められる場合、試験が免除されます。

各技能試験・日本語試験については、まとめて下記の URL に掲載しています。

【技能試験情報】

○介護分野



https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html

（厚生労働省）



○ビルクリーニング分野



<https://www.j-bma.or.jp/qualification-training/zairyu>

（全国ビルメンテナンス協会）



○製造 3 分野（素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野）



https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/index.html

（経済産業省）



○建設分野



<https://jac-skill.or.jp/exam.html>

（建設技能人材機構）



○造船・船用工業分野



<http://www.classnk.or.jp/hp/ja/authentication/evaluation/index.html>

（日本海事協会）



○自動車整備分野



<https://www.jaspa.or.jp/mechanic/specific-skill/index.html>

(日本自動車整備振興会連合会)



○航空分野

<https://www.jaea.or.jp/>



(日本航空技術協会)

○宿泊分野

<https://caipt.or.jp/>



(宿泊業技能試験センター)

○農業分野

<http://asat-nca.jp/>



(全国農業会議所)

○漁業分野

<https://suisankai.or.jp/>



(大日本水産会)

○飲食料品製造業分野

<https://otaff.or.jp/>



(外国人食品産業技能評価機構)

○外食業分野

<https://otaff.or.jp/>



(外国人食品産業技能評価機構)

【日本語試験（全分野共通）】

○国際交流基金日本語基礎テスト

<https://www.jpf.go.jp/jft-basic/>

(国際交流基金)



○日本語能力試験

<https://www.jlpt.jp/>



(国際交流基金) (日本国際教育支援協会)



【日本語試験（介護分野）】

○介護日本語評価試験

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00017702.html

(厚生労働省)



利用可能な申請種別

利用可能な申請種別は以下のとおりです。

- ①在留資格認定証明書交付申請
- ②在留資格変更許可申請
- ③在留期間更新許可申請
- ④在留資格取得許可申請
- ⑤就労資格証明書交付申請
- ⑥再入国許可申請
- ⑦資格外活動許可申請

※①及び③の申請は、「特定活動」の在留資格のうち、一部の活動内容の方は対象外です。

詳しくは下の表をご確認ください。

※②の申請は、現在「短期滞在」又は「特定活動（出国準備期間）」の在留資格を有する方は対象外です。

※⑥及び⑦の申請は、②～④と同時申請の場合に限られます。

※⑦の申請は、出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項第1号に該当する場合に限られます。

利用可能な在留資格（対象範囲）

オンラインシステムでの資料添付

教授	本邦に所属する機関のある全ての方		○
芸術			
宗教			
報道			
法律・会計業務			
医療			
教育			
介護			
文化活動			
公用	全ての方		×
興行			
特定技能			
研修			
経営・管理	カテゴリー 1, 2 又は 3 の機関に所属する方		○
研究	経営・管理	認定	http://www.moi.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00088.html
		更新	http://www.moi.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00094.html
		変更・取得	http://www.moi.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00092.html
技術・人文知識・国際業務	研究	認定	http://www.moi.go.jp/isa/applications/procedures/shin_zairyu_nintei10_09.html
		更新	http://www.moi.go.jp/isa/applications/procedures/shin_zairyu_koshin10_09.html
		変更・取得	http://www.moi.go.jp/isa/applications/procedures/shin_henko10_08.html
企業内転勤	技術・人文知識・国際業務	認定	http://www.moi.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00089.html
		更新	http://www.moi.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00095.html
		変更・取得	http://www.moi.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00093.html
技能	企業内転勤	認定	http://www.moi.go.jp/isa/applications/procedures/shin_zairyu_nintei10_13.html
		更新	http://www.moi.go.jp/isa/applications/procedures/shin_zairyu_koshin10_13.html
		変更・取得	http://www.moi.go.jp/isa/applications/procedures/shin_henko10_12.html
高度専門職	技能	認定	http://www.moi.go.jp/isa/applications/procedures/shin_zairyu_nintei10_15.html
		更新	http://www.moi.go.jp/isa/applications/procedures/shin_zairyu_koshin10_15.html
		変更・取得	http://www.moi.go.jp/isa/applications/procedures/shin_henko10_13.html
高度専門職	活動内容に該当するこの表のいずれかの在留資格において、オンラインで受付可能な対象範囲に該当する方		×
技能実習（企業単独型）	全ての方		○
技能実習（団体監理型）	全ての方 （※団体監理型の場合、オンラインでの申請は監理団体からのみ認められます。）		○
留学	全ての方		△
家族滞在	扶養者がオンラインでの対象範囲とされている方		○

特定活動	次のそれぞれの告示に掲げる方	
	・告示３号（台湾日本関係協会職員及びその家族） 全ての方	○
	・告示４号（駐日パレスチナ総代表部の職員及びその家族） 全ての方	○
	・告示６号（アマチュアスポーツ選手） 本邦に所属する機関のある全ての方	○
	・告示７号（アマチュアスポーツ選手の家族） 告示６号の方から扶養を受ける方	○
	・告示９号（インターンシップ） 本邦に所属する機関のある全ての方	○
	・告示１０号（英国人ボランティア） 本邦に所属する機関のある全ての方（※在留期間更新許可申請を除く。）	○
	・告示１２号（サマージョブ） 本邦に所属する機関のある全ての方（※在留期間更新許可申請を除く。）	○
	・告示１５号（国際文化交流） 本邦に所属する機関のある全ての方（※在留期間更新許可申請を除く。）	○
	・告示１６号～２４号及び２７号～３１号等（二国間の経済連携協定（ＥＰＡ）看護師・介護福祉士関係） 本邦に所属する機関のある全ての方（※在留資格認定証明書交付申請を除く。）	○
	・告示３２号（外国人建設就労者） 本邦に所属する機関のある全ての方	×
	・告示３３号（高度専門職外国人の就労する配偶者） 高度専門職の方から扶養を受ける方	○
	・告示３４号（高度専門職外国人又はその配偶者の親） 高度専門職の方から扶養を受ける方	○
	・告示３５号（外国人造船就労者） 本邦に所属する機関のある全ての方	×
	・告示３６号（特定研究等活動） 本邦に所属する機関のある全ての方	○
	・告示３８号（特定研究等活動家族滞在活動） 告示３６号の方から扶養を受ける方	○
	・告示３９号（特定研究等活動等の対象となる外国人研究者等の親） 告示３６号の方から扶養を受ける方	○
	・告示４２号（製造業外国従業員受入事業における特定外国従業員） 本邦に所属する機関のある全ての方	○
	・告示４６号（本邦大学卒業生（大卒特活）） 本邦に所属する機関のある全ての方	○
	・告示４７号（本邦大学卒業生の配偶者等） 告示４６号の方から扶養を受ける方	○
	・国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１６条の４第１項に規定する特定家事支援活動 本邦に所属する機関のある全ての方	×
	・国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１６条の５第１項に規定する特定農業支援活動 本邦に所属する機関のある全ての方	×
	・告示外 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた特例的取扱い（注）	○
外交	対象外	—
短期滞在	対象外	—

（注）

①技能実習生で技能検定等を受検することができないために次段階の技能実習へ移行することができない方

②技能実習２号を修了する方で、「特定技能１号」への移行のための準備が整っていない方

③「技能実習」又は「特定活動（外国人建設就労者、外国人造船就労者、製造業外国従業員）」での在留資格をもって本邦に在留中の者で、本国への帰国が困難であるため、従前と同一の業務での就労を希望する外国人

④「特定活動（インターンシップ、サマージョブ）」での在留資格をもって本邦に在留中の者で、本国への帰国が困難であるため、従前と同一の受入機関及び業務での就労を希望する外国人
など

（ご留意事項）

○が付された在留資格に係る申請の場合、オンラインシステム上での資料添付が可能です。
△が付された在留資格「留学」に係る申請のうち、在留資格認定証明書交付申請及び在留資格変更許可申請に限っては×と同様の取扱いとなります。

×が付された在留資格に係る申請の場合、申請受付番号（申請の翌日に送信されるメールに記載されています。）に
応じて、地方出入国在留管理官署に郵送又は窓口持参する必要があります。

提出先は、「添付資料 郵送・提出先一覧」を参照願います。